

## 葉山町教育委員会 3 月定例会会議録

- 1 開会年月日 令和 2 年 3 月 2 3 日 (月)
- 2 開会場所 保育園・教育総合センター 会議室 2
- 3 出席委員 教育長 返町和久  
教育長職務代理者 鈴木伸久  
委員 小峰みち子  
委員 水沢 勉  
委員 下位勇一
- 4 出席職員 教育部長 沼田茂昭  
教育総務課長 虫賀和弘  
学校教育課長兼教育研究所長 瀧名恵美子  
生涯学習課長 井上尚美  
図書館長 野田 仁
- 5 議長 教育長 返町和久
- 6 書記 教育部長 沼田茂昭
- 7 開会 午前 1 0 時 0 0 分

### (開会宣言)

教 育 長) それでは、ただいまから葉山町教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

本会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定による定足数に達しておりますので、有効に成立しております。

時刻は 10 時ちょうどです。

なお、本定例会は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、葉山町教育委員会傍聴人規則第 3 条の規定に基づき、傍聴の制限を行います。

それでは、本日の日程を確認いたします。次第をごらんください。

日程第 1 前回会議録について、日程第 2 教育長の報告事項について、日程第 3 定例校長会議について、日程第 4 教育委員活動報告について、日程第 5 議案第 28 号「葉山町教育支援教室運営規則の制定について」、日程第 6 議案第 29 号「葉山町スポーツ推進委員の委嘱について」、日程第 7 議案第 30 号「葉山町青少年指導員設置に関する規則の一部改正について」、日程第 8 議案第 31 号「葉山町学校給食基本方針について」、日程第 9 議案第 32 号「学校教育法施行細則の一部改正について」、日程第 10 議案第 33 号「葉山町公立学校教職員の人事異動について」、日程第 11 議案第 34 号「葉山町教育委員会事務局職員の人事異動について」、日程第 12 新型コロナウイルスに関する対応について、日程第 13 各課からの報告①教育総務課・葉山町学校給食センター整備方針について、日

程第 14 その他となっておりますが、会議次第についてご異議ございませんでしょうか。

委員全員) 異議なし。

教育長) ご異議なしと認めます。

なお、会議録作成の都合上、質疑の際には挙手をお願いいたします。こちらで委員の名前を指名した後、発言してください。また、質疑されるときには、何についての質問であるか、明確にお願いしたいと思います。

(前回会議録について)

教育長) それでは、日程第 1「前回会議録について」を議題といたします。説明をお願いします。沼田教育部長。

教育部長) それでは、2月定例会につきましてご報告いたします。

各委員の皆様には議事録を配付させていただいておりますので、内容については省略させていただきます。

なお、2月定例会は教育長及び教育委員の出席が5名、開会 10 時 2 分、閉会 12 時 10 分でございます。以上です。

教育長) 何かご意見、ご異議等ございますでしょうか。特に大きな修正はなしということでしょうか。

委員全員) 異議なし。

教育長) では、ご異議なしと認めます。

以上、前回会議録については、原案のとおり承認されました。

(教育長の報告事項について)

教育長) つきまして、日程第 2「教育長の報告事項について」を議題といたします。

私からご報告申し上げます。お手元に教育長報告事項というタイトルのペーパーがあるかと思います。ここには7件ほど記載がございます。日程に沿ってご報告いたしますが、定例校長会議につきましては日程第 3 で、また臨時校長会議につきましては日程第 12 で扱いますので、ここでは割愛し、残り 2 件についてご報告します。前回は 2 月 17 日開催でございましたので、それ以降の主な活動の報告ということになります。

1 件目、3 月 9 日(月曜日)、JAよこすか葉山教材贈呈式を教育長室で行いました。JAよこすか葉山から、小学校副読本「農業とわたしたちの暮らし」の贈呈がありました。5 学年の人数分プラス教師用ということで、全校配備でございます。組合長さんほか 2 名の方が来庁され、贈呈式の写真撮影後、私から感謝の言葉、お礼を申し上げて終了したところでございます。以上が 1 件目です。

2 件目、町議会の第 1 回定例会が 3 月 18 日(水曜日)まで開催されておりました。

た。資料1として、一般質問の日割表と、教育委員会関連の質問に対する最初の答弁を添付してございます。適宜、ご参照ください。

前回定例会2月17日以降の本会議等についてご報告いたします。したがって、本会議の第2日以降についての報告ということになります。2月19日(水曜日)、本会議第2日、予算の総括質問を5名の方がされております。多数の議員から、新型コロナウイルス対策についてご質問があり、また、複数の議員から給食センターについてご質問をいただいております。新型コロナウイルス対策で教育委員会関連のものにつきましては、先ほど申し上げましたように、日程第12で扱いたいと思いますので、詳細は省略いたします。また、給食センター関連の質問につきましては、前回ご報告いたしました町議会定例会本会議第1日についての報告の内容と大きく隔たるところはありませんので、割愛させていただきます。

当日の5人の議員からの質問でございますけれども、最初の待寺議員から、本年度教育委員会予算立ての重点項目はというふうなご質問をいただきました。さまざまな施設が設計段階に入ること、働き方改革に重点を置いたこと、図書館やスポーツでの答申があること、こういったことが重点項目であるというふうにお答えしてございます。

それから、石岡議員からは、教育費が減っているように見える、特に町費教員費が減っているがということでお尋ねいただきました。これにつきましては、就園奨励費制度がそもそもなくなって、所管が移行したために減った分があること、それから、県費で英語教員が増員配当になりましたので、その関係で、一見減ったように見えること。ただし、この両者を含めても、なおかつ1%程度予算増になっていますので、全体としては大きな予算編成ができたというふうにお答えしたところでございます。

鈴木議員から、同じようにクラス定数に対する教員加配はどうなのかというふうなご質問をいただきまして、部長のほうから各校要望をまとめて県との折衝に当たっているというふうにお答えしてございます。

翌日、2月20日の木曜日、本会議の第3日でございます。総括質問が3名の方からございました。そのうち、教育委員会関連で特筆すべきことを抜きますと、窪田議員から、先ほどの石岡議員や鈴木議員と同種の質問かと思っておりますけれども、町費教員の加配についてはどうなっているのか。少人数化に向けて加配はできないのかというふうなお尋ねをいただきました。定数法の趣旨等を踏まえた上で、専科教員等町費で単独加配をしていく旨お答えしたところでございます。

3月に入りまして、3月3日の火曜日、予算特別委員会において町長・教育長質問が設けられてございます。その日、教育長に対して行われた質問は、学校トイレ改修事業の今後についてというお尋ねでございました。それにつきましては、劣化診断後の保有保全の方針を待たずに、公共施設等総合管理計画後期計画に位置づけ

て整備を進めたいと考えている。令和2年度当初予算に学校トイレ整備計画策定発注支援業務を計上しました。令和3年度からの順次執行を目指していますというふうにお答えしたところでございます。

続きまして、3月13日（金曜日）、本会議の第4日になります。この日は、さまざまな議案について審議が行われ、採決が行われた日でございます。冒頭、予算特別委員会から指摘事項と要望事項についてのご説明がございました。教育委員会に対する指摘事項としては、町指定文化財の適正な管理をというふうなことでございます。要望事項として、給食センター整備に関して、保護者等への十分な説明をというふうなことが記載されてございました。その上で議案の審議に入ったところでございます。

令和2年度の一般会計予算案・特別会計予算案・事業会計予算案、計5件でございますけれども、いずれも可決成立いたしました。この間、賛成討論・反対討論、さまざまにございましたけれども、その討論の中で教育委員会にかかわるようなことについて多少触れますと、例えば、就学援助の前倒しに関して、今回、小学校1年に上がる者に対して、直前の3月に施行するということを決めたわけでございますけれども、それをさらに早くできないか。それから、卒業アルバムの問題を就学援助費の中に、項目として加えられないかというふうなご意見がございました。また、学校トイレの改修について、体育館はできないのか。さらには日常的清掃の徹底をというふうな要望もご意見の中で上がっているところでございます。

続いて議案ですけれども、令和元年度の補正予算。幾つか項目がありますけれども、教育委員会関連の内容としましては、教育基金が1,000万円上積みになり、合計が2,000万円になったという形で補正予算案を提出してございます。この追加1,000万円に関しては、前回と同じ方からの寄附でございます。さらに、教育研究所設置条例の一部改正案については、可決されました。前回取り下げをし、改めて提出したものでございますが、特段の問題はございませんでした。

3月16日（月曜日）、本会議の第5日ということになります。この日、一般質問が5名の方からございました。この日以降の3日間、合計12の方が一般質問がございましたけれども、予算総括質問の場合と同じように、新型コロナウイルス対策関連のご質問ですとか、給食センター関連のご質問がございましたが、扱いについては先ほどと同様にさせていただきたいと思っております。それ以外のことについて触れていきます。

伊藤議員からは、葉山町立学校の将来像についてというお尋ねがございました。これに関しては、ざっくり言いますと、小・中一貫校を目指して研究を進めているところであると。小・中一貫校に関しては、これは、あくまでも教育課程の接合を目指した取り組みであって、直接再編統合のことは指していない。ただし、小・中一貫校であっても、同一敷地型の小・中一貫校を設置するとなれば、敷地関係に関

しては、学校という単位の問題ではなくて、統合ということが起こるということをお話ししてございます。ほかの議員からも、幾つか同種の質問がございましたけれども、ほぼ同じ答えをしたということでございます。

山田議員からは、女子制服のズボンはどうかというふうな話で提起がございました。実は土佐議員からもあったわけですが、葉山町立中学校においては既にオーケーになっているというお答えをしたところでございます。

また、鈴木議員からは、学校給食費の助成はできないのかというふうな話がありました。現在は就学奨励費関係での補助がありますけれども、一般的な助成拡大はできないのかという意味でございます。これに対しては、給食センター運営が軌道に乗った段階で、改めて検討していきたいというふうにお答えしました。

3月17日（火曜日）、本会議の第6日になります。この日、一般質問5名のうち待寺議員からはギガスクール構想ですとか、スクールロイヤー制度の話ですとか、町のハラスメント防止対策の話ですとか、それぞれご質問があり、適宜お答えしました。

窪田議員からは、さまざまなご質問がございまして、給食センター以外のことで言いますと、学童クラブについてどうなんだという質問があり、部長のほうから町側と協議して検討したいというようなことをお答えしたところでございます。

最終日、本会議第7日、一般質問が2名の方からございました。荒井議員からは、南郷公園のバイク置き場の拡大ができないかというようなご質問がありまして、これについては、都市公園一般について都市経済部と協議をする予定であるというふうなお答えをしております。

最後、金崎議員からは、分離型小・中一貫校とは一体何ぞやというようなご質問がありまして、カリキュラムに関して、さまざまな工夫が可能になる、そういう制度上の柔軟性や連携授業の可能性みたいなことをご説明いたしました。

それから、新型コロナウイルス関係について、金崎議員からあったことについて、ここで2つほど触れたいと思います。

1つは、小・中学生に関しては、それぞれ小学校・中学校のグラウンド開放を行っているわけですが、では、高校生は一体どこに行けばいいんだというふうなことをお尋ねでございました。部長から、高校生が小・中学生と混じると安全対策上課題があるのでというふうなお答えをして終わりにしたところでございます。

もう一つ、学校の個性に応じて卒業式の工夫ができないのか。例えば、上山口小学校はあれだけ人数が少ないので、十分に間隔をとって悠然とやれるわけだから、保護者を入れてもいいじゃないかというふうなことでご質問がございましたけれども、これに関しては、今回、町全体として新型コロナウイルス対策に、一致協力して取り組むという姿勢を明確にするということ。そういう意味で町教育委員会の措

置として一斉休校を決めましたし、卒業式も同様です。もう一つは、特定の学校だけ許可するということになりますと、当然、公平性の問題が大きくなりますので、それはできないということでお答えいたしました。

以上、一般質問 12 名を含めて本会議の報告でございます。今回の教育長報告は以上でございます。

ご質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。じゃあ、コロナウイルスの話については、後ほど日程第 12 でご報告させていただきます。

それでは、質疑を終結します。以上、教育長の報告事項についてはこれをもって終了といたします。

(定例校長会議について)

教 育 長) 続きまして、日程第 3 「定例校長会議について」を議題といたします。

私から報告をさせていただきます。資料 2 として次第が添付してございますので、適宜ご参照ください。

冒頭の教育長報告の内容の概略を報告いたします。連絡事項等について、必要があれば後ほど学校教育課長から報告いたします。

今回は、こういう事態でございましたので、一般の定例校長会議に先立って臨時校長会議を開催したというようなこともありまして、時間の関係で私からは 2 点だけ説明をさせていただきました。いずれも学校経営・運営にかかわる話でございますけれども、タイトルとしては、町立小・中学校運営にかかわる関連法規について、2 件の説明ということでございます。

1 件目は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律からということですが、要するに、コミュニティスクールを令和 3 年度当初から南郷中学校において実施しますということが言いたかったわけです。このことを公式には校長たちに告げておりません。さまざまな機会にそういった相談は持ちかけているところですが、今回は公式に声明する機会ということでやらせていただきました。それに関連して、令和 2 年度に教育委員会規則を定め、南郷中学校を指定することになります。令和 4 年度以降、順次、各校を指定していくということになるかと思えます。単年度に複数校指定する場合もあるということでございます。国や県の方向性や考え方ですが、文部科学省は、現時点では令和 4 年度には全国全ての学校で実施したいというようなことを表明しています。県については、県立学校全てを令和元年度に指定済みだという状況でございます。以上のことが、「地教行法第 47 条の 6 項学校運営協議会制度」に努力を要請するというような形で、努力義務というように定められたことに基づいて行うものであるということを説明したところでございます。

2 件目は、「葉山町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」についての

説明をさせていただきました。令和2年度に、ほぼ1年間かけて、この管理運営規則を全般的に改定する。そのための検討をしていきたいということを申し上げました。理由は2つほどあります。1つは教育委員会が承認するということが明記されているにもかかわらず、それにかかわる申請や届け出様式がない例が数カ所ございます。これはやはり問題だろうということで、これを整備したいということが一つ。

それからもう一つ。2学期制を認めるようなことが条文の中にありますけれども、そして、それに伴って両中学校では恒常的に秋休みを設けていますが、これに関する規定が全くございません。このことも、やはり問題なのではなかろうかと。夏休み・冬休みと並べて書くかどうかということが、結論はこれからですが、一応、検討事項ではなかろうか。

ほかに、非常に細かいところで、年月とともに若干そごを生じているようなところもありますので、こういったことを全部合わせて令和2年度に改定を検討したいということを申し述べました。

その上で、当面のところは、現在定められている休業日に関する規定をぜひ遵守して運営してほしいということを校長先生方にお伝えいたしました。主に、管理運営規則の3条、4条、5条に、この休業日にかかわる規定がございます。3条の第1項は、根幹の規定でありまして、これに、いわゆる夏休みとか冬休みとか、土・日・祝日休むというようなことが書いてあります。これ以外については、全て何らかの承認や届け出や報告が必要なわけです。

つまり、この休業日に関する根幹規則について関する例外規定がほぼ4つございます。まず、3条の第2項に教育委員会が特に必要と認める日ということが書かれておりまして、例えば今回のコロナウイルス対応での休校措置のようなことが、これに該当するかと思います。

それから次、3条の第3項に校長が教育上必要と認める場合、休業日を短縮することができる。教育委員会の承認を受けて短縮することができる旨、記載されてございます。実は、これに様式が欠落しています。従来、秋休みのようなことに関連しては、恐らくこれを使って学校教育課に報告・申請があり、それを承認する形で行っていたと思うんですけれども、教育委員会承認事項ですので、教育長が承認するということを明言しない形で済ませることはできないだろうと思います。そのことを、ちょっと確認させていただきました。

それから第4条には、恒常的な行事等に伴う振り替え授業の規定がございます。これは教育委員会への届け出等が定められてございます。運動会とか、そういったものについて適用されている条項でございます。

それから、第5条には非常変災、災害等の場合の臨時休業について、教育委員会への緊急連絡を行った上で事後に報告書を提出しなさいという規定がございます。

3条、4条の振り替えとか、災害の場合についてはわかりやすいと思いますけ

れども、1と2について、特に2については、多少不分明なところがございまして、これについて厳格に守ってほしい旨、伝えたところでございまして。差し当たり、この様式が欠落していることに関しましては、教育長通知という形で、暫定的な様式を添付文書で送るといふような形で対応させていただきたいということをお伝えしました。規則が改定するまでの間は、この暫定的な様式を使って提出をさせたいと思います。

例えば、今回、緊急的な休業日をほぼ1カ月にわたってやったわけです。これに対する学習、授業等の補償を、当然、新年度に行わなきゃいけないと思いますけれども、これに関しては各校の事情もあるでしょうから、教育委員会一斉というふうなことではなくて、各学校の必要に応じてというふうな形で設定することが起きてくると予想されます。夏休みを短くするか土曜日にやるかというふうなことが予想されるわけですし、こういうことに備えるという意味もあって暫定的な様式をつくったということでございます。

以上、法規に関連して2件ほど校長先生方にお伝えしたところでございます。校長会議に関する私の説明は以上でございます。ほかに、連絡事項について補足することがあれば、学校教育課長お願いします。

学校教育課長) 前段、臨時の校長会議を開いた関係で、定例の校長会議で準備していた話を全て終えることができませんでしたが、1点だけ、次年度の教育相談体制について確認をさせていただきました。来年度、新規に教育相談員が1名増員することを受けまして、その方の役割・目的・配置の基本的な考え方等を説明させていただきました。4月から円滑な運用ができるように補足の説明をさせていただいたところです。以上になります。

教 育 長) 以上で説明を終わりますが、ご質疑等あればお願いいたします。

特によろしいですか。じゃあ、また管理運営規則につきましては次年度以降についても、そういう機会があると思いますので、今回の報告につきましては質疑なしということで終結いたします。

以上、定例校長会議についてはこれをもって終了といたします。

(教育委員活動報告について)

教 育 長) 続きまして、日程第4「教育委員活動報告について」を議題といたします。

2月21日に開催されました市町村教育委員研究協議会について、小峰委員と下位委員がご出席でございます。ご報告をお願いいたします。

下 位 委 員) 令和2年2月21日に市町村教育委員研究協議会に参加してまいりました。私からは、全体会である行政説明についてご報告させていただきます。

新教育委員会制度を通じた教育委員会運営の活性化、新しい時代の初等中等教育、いじめ・不登校支援、児童虐待対応、地域と学校の連携協働、学校における働き方



改革の取り組み状況、教育の情報化という6つのテーマで説明がございました。新しい時代の初等中等教育のあり方については、中央教育審議会でも諮問を行った結果、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、個別・最適化された学びの実現、全国全ての学校において質の高い教育活動を実施可能とする環境の整備、これらについて取りまとめられたということでした。さまざまな資料をご用意いただき、ご説明をいただいたところでございます。多様な目標と課題がある中、教師を支援するツールとしてのICT環境や先端技術が不可欠であること。情報化の致命的な遅延や地域間格差は、学習環境・職場環境として大問題であり、教育の機会均等の観点からも、令和の学校スタンダードの実現に向けて、ハード・ソフト一体で国の取り組みを早急に進めるべきという結論に達した、ということでした。

さまざまな情報提供がありましたが、今年のキーワードは働き方改革、ICTの活用、GIGAスクール構想、この3つが中心であると感じました。ICTや先端技術を活用することで働き方改革にもつながり、子どもたちの学びの質を向上させることにもつながるのではないかと思います。公共施設でWi-Fiが飛んでない、和式のトイレの数が多いというのは学校だけという自虐的な話もありましたが、ハード・ソフトともに早急に充実を図ることの必要性を強く訴えていました。

あと、これ余談として担当の方が、「家庭にパソコンがないから会社に入るまでパソコンをさわったことがないというようなことがあったら、これは義務教育としてだめだろう」ということもおっしゃっていました。これも含めて、GIGAスクール構想に合わせてパソコン、何かしらの端末を全国児童・生徒に普及させるということ強く実施していくという話でございました。私のほうからは以上です。

小峰委員) 私は全体会に出席した後、その後の研究分科会で第4分科会の教育の情報化についてというところに参加させていただきました。前回も、この同じ教育の情報化についてというところに参加させていただき、それについてのご報告は済んでいますけれども、今回参加しまして、全体的な説明を受けたところでは、今までの方針の復習みたいなところが主だったのですが、一つ大きく打ち出されていたのは、先ほどの町議会の中でも質問に上っていたようではありますが、GIGAスクール構想の実現ということ。このGIGAというのは、単位のギガではなくて、GIGA=Global and Innovation Gateway for All, 簡潔にどう表現したらいいのでしょうか、いろいろな子どもたち誰一人取り残すことがなく、一人ひとりに応じた個別最適化学習にふさわしい環境、これを、いわゆるICTなどを中心としたもので準備していく。そういう学校にしていくということだというふうに思います。それが大きく打ち出された、昨年12月ぐらいにこの答申が発表されたのでしょうか。そのことについての説明でした。これについて、誰一人取り残すことなくということに、私は大変魅力を感じたんですけれども、さて、それを実現するためにいろいろな機器の整備が、それぞれの市区町村、地域においてどうなのか。そうしたところは、まだ課

題があるということを、いろいろなグラフですとか表などから整備状況を見せていただいたものの中から感じました。

私たち、この第4分科会は、それぞれ小グループに分かれて話をするんですけども、私のグループはたまたま4人でした。そこで前回のときも、いろいろな新しい情報をいただいたのですが、今回は東京都の中央区の方、それから千葉県の方、それから宮崎県宮崎市の方、それと私の4人でした。ちょっと笑い話みたいなことになってしまったのですが、宮崎市の方が、ほかの方たちがみんな首都圏なので、さぞかし新しい情報というか、学校の状況を伺えるかと思って、大変楽しみにこのグループに参加しましたと言ったところ、宮崎市が一番大きな学校数を抱えるところで、あと、千葉県の方も、大変、葉山よりももっと小さく、小学校2校か3校、中学校1校というようなところでしたし、葉山はご承知のとおり4小2中ですし、それから東京都の中央区も東京都の中から下から3番目に、こういういろいろな機器の整備が進んでないところというふうにおっしゃっていました。宮崎市の方が、それだったら宮崎市のほうが、もしかしたら一番この中では進んでいるかもしれないねというようなところで、ちょっと笑いが起こりました。結局、どこにしても自分のところの地区、市町村の中では、ここで文科省が言っているような構想に、まだまだ届くには機器の整備が足りないということだったんです。そんな話で終始してしまったんですけども、文科省に要望したいこととしては、いわゆるデジタル教科書はまだ無償化ではないわけですけども、学校が購入するには大変高価なものなので、できるだけそれを早く実現してほしいということが、そのグループの中で出てまいりました。

それから、ちょっと話題はそれなんですけれども、それぞれの方たちがいろいろな他府県を視察されたときに、やはりものすごく進んでいるところは、学校に行くとロボットがお出迎えするような学校もあったり、子どもたちがそういうICT関連ものを非常に使いこなしていたりするところを見て、自分のところとの格差に驚いたということもありました。

それからもう一つ、私はうらやましいな、いいことだなと思いましたのは、教育長が大変お好きだ伺っていたと思うんですけど、新井紀子さんという数学者で国立情報学研究所の教授の方のことでした。子どもたちとAIの関連のことでの警鐘を出されている方なんですけれど、その方の講演会を校長向けに行ったところ、それから中学生に向けて行ったところがあって、大変それは刺激になったというお話を聞きました。ああいう方を呼んでお話を聞けるというのは、私たちがこれからAIとどう向き合っていくのか、課題は何なのかということを知る、いいきっかけになってうらやましいなというふうに思って、それぞれの参加者の方からお聞きしました。

特にこれが新しい情報ですというようなことでご報告することができないのは

申しわけないのですが、他の参加者の皆さんも自分たちのところがまだまだ文科省からの構想からは、ちょっとかけ離れているなというような気持ちをもって会を終わったというのが本音です。以上です。

教 育 長) ありがとうございます。ほかの委員さん方からご質問ございますか。よろしいですか。では、ご質疑がなければ質疑を終結いたします。

以上、教育委員活動報告については、これをもって終了といたします。

(議案第 28 号)

教 育 長) 続きまして、日程第 5、議案第 28 号「葉山町教育支援教室運営規則の制定について」を議題といたします。

議案についての説明をお願いします。沼田教育部長。

教 育 部 長) 議案第 28 号 葉山町教育支援教室運営規則について。  
葉山町教育支援教室運営規則を次のとおり制定する。

(別紙)

令和 2 年 3 月 23 日提出

葉山町教育委員会  
教育長 返町和久

提案理由

葉山町教育研究所設置条例第 6 条の規定に基づき、葉山町教育支援教室運営規則を定める必要があるため、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 3 号の規定により提案するものです。

詳細については、担当課から説明します。

学校教育課長) 前回の議会で研究所の設置条例が取り下げられたことを受けまして、規則も取り下げをさせていただきました。今回議会で条例が通りましたので、本日提案させていただきます。

まず、葉山町教育支援教室への通室につきましては、保護者から通室に関する申請を受理して、通室判定会議を経て承認・不承認を決定する、子どもの学習権にかかる大きな案件となっております。今までは実施要綱にのっとり、これらの通室に関する取り扱いを行ってまいりましたが、ただいま申し上げたとおり、通室するか否かという大きな内容にかかわっていることから、実施要綱から規則へと格上げすることで、所要の内容を整備することといたしました。加えて本規則では、支援教室運営に係る基本的な事項、趣旨、目的、指導、指導員、通室判定、通室期間、開室時間、休業日、退室の申し出等を取り扱うこととして、さらに細かい内容につきましては、教育支援教室運営の手引に盛り込んでいきたいと考えております。

それでは、葉山町教育支援教室運営規則案をごらんください。こちらについては、第 1 条の趣旨から始まって、第 2 条で目的、第 3 条で対象者、第 4 条で相談・

指導について、第5条で指導員のことを掲げさせていただいております。第6条に通室の申し出ということで、ここで通室の申請書等々について規定をさせていただいております。第7条は通室判定ということで、通室判定会議の構成員を(1)から(8)まで掲げさせていただいております。こちらに掲げさせていただいたメンバーで通室判定会議を行っております。それから、第8条に通室期間、第9条に開室・休業日、第10条に退室の申し出その他というような構成で規則を定めさせていただいております。この規則は、令和2年4月1日から施行したいと考えております。

以下、申請等々に必要な様式については、その後、第1号様式から第4号様式まで添付をさせていただいております。以上になります。

教 育 長) 前回からの引き続きということになってしまいましたが、ご質問ありましたらお願いいたします。特によろしいですか。

小峰委員) 通室の申し出は、在籍校の校長を経由してということなので、例えば、新入生についても、とりあえず学校に在籍した後、校内でのいろいろな様子を見た上で保護者と担任なり校長なり等に相談の上、申請をするということなのでしょう。それとも、新入生については、ある程度、入学前のいろいろな経過もあって、入学と同時にそういうことが認められるような、というか申請を出せるような方法もあるのかなということでお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

学校教育課長) 結論からすると、両方ともできます。お子様の様子によって、必ず前段に教育相談を行っておりますので、入学前からそういった傾向が見られるお子さんに関しては、引き続き教育相談をしながら新規で通室できる場合もあります。通常で言えば4月から学校に通っている中で、なかなか行けない状況を踏まえて教育相談を経て通室という形がほとんどです。そういったお子さんにも対応できるように教育相談期間を設けております。

教 育 長) ほかにご質疑ございますか。よろしいですか。

それでは、ほかになれば、ご質疑を終了いたします。

お尋ねいたします。議案第28号につきまして、承認することにご異議ございませんでしょうか。

委員全員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。

以上、議案第28号「葉山町教育支援教室運営規則の制定について」は原案のとおり承認されました。

(議案第29号)

教 育 長) 続きまして、日程第6 議案第29号「葉山町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

議案について説明をお願いします。沼田教育部長。

教育部長) 議案第 29 号 葉山町スポーツ推進委員の委嘱について。

次の者に葉山町スポーツ推進委員を委嘱する。

(別紙)

令和 2 年 3 月 23 日提出

葉山町教育委員会

教育長 返町和久

#### 提案理由

葉山町スポーツ推進委員が令和 2 年 3 月 31 日付で任期満了になることに伴い、後任の委員を令和 2 年 4 月 1 日付で委嘱する必要があり、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 12 号の規定により提案するものです。

詳細については、担当課から説明します。

生涯学習課長) スポーツ基本法に基づき設置するスポーツ推進委員の定数は、規則で 22 名と定めており、選出に当たりましては葉山町体育協会の加盟協会に協力をいただき委嘱をしておりました。近年では、葉山町体育協会の加盟協会の減少や、活動者の高齢化などの問題から、スポーツ推進委員の定数に満たない状態が続いておりました。今回から体育協会加盟団体からの推薦に加え、公募で委員を募りました。しかしながら、定員の 22 名には届かず、今期と同じ 17 名の委員を委嘱するものでございます。被推薦者名簿につきましては別添のとおりでございます。以上です。

教 育 長) ご質疑がございましたらお願いします。計 17 名で新規 4 名。

生涯学習課長) 新規が 2 名です。16、17 の方、2 名が新規でございます。

教 育 長) 1 番、2 番は。

生涯学習課長) ごめんなさい。こちらにつきましては、16、17 が公募で応募してくださった委員の方で、1 番、2 番の方は体育協会の推薦によりメンバーがかわったものでございます。失礼いたしました。

教 育 長) 推進委員としては新規 4 名で、他は継続でよろしいのでしょうか。

生涯学習課長) はい。

教 育 長) ご質疑はありますか。

下 位 委 員) 年齢がやはり随分高くなってきているような気がしますが、なかなか、やはり若い方にはやっただけいけないものなんでしょうか。

生涯学習課長) 今回はそういうことも期待いたしまして、公募で募ってはみたのですが、やはり働き方、定年が伸びたりとか、いろいろな問題で、やはり年齢の高い方の応募しかございませんでした。引き続き、公募も続けていきたいと考えております。

教 育 長) ほかにご質疑ございますでしょうか。ご意見等があれば、よろしいですか。それでは、質疑がなければこれにて終結いたします。

お諮りいたします。議案第 29 号について、承認することにご異議ございませんでしょうか。

委員 全員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。以上、議案第 29 号「葉山町スポーツ推進委員の委嘱について」は原案のとおり承認されました。

(議案第 30 号)

教 育 長) 続きまして、日程第 7、議案第 30 号「葉山町青少年指導員設置に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

議案についての説明をお願いします。沼田教育部長。

教 育 部 長) 議案第 30 号 葉山町青少年指導員設置に関する規則の一部改正について 葉山町青少年指導員の設置に関する規則の一部を次のとおり改正する。

(別紙)

令和 2 年 3 月 23 日提出

葉山町教育委員会  
教育長 返町和久

提案理由

会計年度任用職員制度の導入により、葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部が改正され、青少年指導員が削除されたことに伴い、青少年指導員設置に関する規則について所要の改正を行う必要があり、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 3 号の規定により提案するものです。

詳細については、担当課から説明します。

生涯学習課長) 地方公務員法の改正に伴いまして、特別職非常勤職員の任用要件が厳格化され、葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部が改正され、前回の定例会でご報告をさせていただきました。今回、葉山町青少年指導員の任用要件、謝礼、職務上の災害等の範囲につきまして、規則に定める必要が生じたため改正を行わせていただくものでございます。以上です。

教 育 長) 説明が終わりましたが、ご質疑ございますでしょうか。よろしいですか。特にございませんか。

それでは、質疑なしということで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 30 号について、承認することにご異議ございませんでしょうか。

委員 全員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。以上、議案第 30 号「葉山町青少年指導員設置に関する規則の一部改正について」は原案のとおり承認されました。

(議案第 31 号)

教 育 長) 続きますて、日程第 8、議案第 31 号「葉山町学校給食基本方針について」を議題といたします。

議案について、説明をお願いします。沼田教育部長。

教 育 部 長) 議案第 31 号 葉山町学校給食基本方針について。  
葉山町学校給食基本方針を次のとおり策定する。

(別紙)

令和 2 年 3 月 23 日提出

葉山町教育委員会  
教育長 返町和久

提案理由

葉山町学校給食基本方針を策定する必要がある、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定により提案するものです。

お手元の方針案をご覧ください。平成 30 年 2 月策定の「葉山町学校給食基本構想改定版」では、教育委員会と学校、さらに町の職員担当部局において、食育に関する目的を共有し、具体的な施策の連携を図るとしています。このことから、教育委員会では、町の「第 2 期葉山町健康増進計画・食育推進計画」などを踏まえ、町と教育委員会及び学校が児童・生徒が食育に関する目標を共有し、目標の実現に向けたロードマップとして、学校給食における基本方針を整備しました。平成 30 年度では、教育委員会事務局と町の関係職員、学校長、給食関係職員から構成される「葉山町学校給食基本計画検討会議」を設置し、部会を含め 7 回の検討会議の結果、平成 31 年 3 月 22 日に素案を策定しました。

この素案については、教育委員会 5 月定例会において内容を説明するとともに、教育委員各位からの意見を頂戴し、6 月定例会において、その意見をもとに修正した案を提出し、承認をいただいております。

その後、町議会には、12 月 12 日の議員懇談会で説明するとともに、昨年 11 月 26 日から 12 月 27 日にかけてパブリックコメントを実施しました。パブリックコメントでは、「栄養士の勉強・研修等の充実を強く要望する」とのご意見があり、このことについては、19 ページ、方針 6、取り組み 6-1 の(5)「調理従事者」を記載のとおり「学校給食従事者」と修正し、栄養士も含むことを明確にしました。この部分以外は、6 月定例会から変更しておりませんので、これをもってご審議いただきたいと思います。説明は以上です。

教 育 長) ご質疑がありましたらお願いいたします。ご意見もあれば、いかがでしょうか。担当課のほうでは、特に追加の説明はありませんか。

下 位 委 員) 23 ページの学校給食費の公会計化というところの、取り組みの 7-1 収納のあり

方について質問させてください。今まで家庭から学校に対して給食費を納めていたと思いますが、これを家庭から葉山町教育委員会に納めるという意味合いなのでしょうか。

教育総務課長) そのとおりです。公会計として歳入・歳出全て行政のほうで責任を持つという形になります。

下位委員) ありがとうございます。学校の口座振替はいろいろな卒業対策費とかあると思いますが、それとは別の口座振替を申し込むことになるのでしょうか。要は、学校は学校、給食は給食ということになりますか。

教育総務課長) そのとおりです。他地域では学校給食費以外も全て公会計でというふうに行っている自治体があるようすが、数少ないようすがあるようすが。かなりまとまったお金ですので、お金の管理という意味でも今後の課題としては給食費以外もあるのかなとは思いますが、現状としますと、まずは給食費で公会計をとるところを進めたいというふうに思います。

下位委員) ありがとうございます。

教育長) ほかにご質問。よろしいでしょうか。

小峰委員) 22 ページと 23 ページになるのでしょうか。学校栄養職員と栄養教諭という言葉を使い分けていますが、栄養教諭についてはどこかで説明というか、栄養教諭の資格や役割などのただし書きは必要なく皆さんに通じるのでしょうか。いかがでしょうか。

教育総務課長) ご指摘のとおり、一般的には理解が難しいかもしれません。私のほうで必要があればただし書きを入れて公表したいと思います。

小峰委員) そのほうがよろしいかと思えます。先生方の中でも、なかなか栄養教諭という言葉が正しく理解をされているという方も少ないかなと思えますので、ぜひ、これは必要なことだと思いますので、お願いしたいと思えます。

教育総務課長) 承知しました。

教育長) ほかにご意見等ございますか。よろしいですか。それでは、質疑をこれにて終結いたします。

それではお諮りいたします。議案第 31 号につきまして、承認することにご異議ございませんでしょうか。

委員全員) 異議なし。

教育長) ご異議なしと認めます。以上、議案第 31 号「葉山町学校給食基本方針について」は原案のとおり承認されました。

(議案第 32 号)

教育長) 続きまして、日程第 9、議案第 32 号「学校教育法施行細則の一部改正について」を議題といたします。



議案について説明をお願いいたします。沼田教育部長。  
教育部長) 議案第 32 号 学校教育法施行細則の一部改正について  
学校教育法施行細則の一部を次のとおり改正する。  
(別紙)

令和 2 年 3 月 23 日提出

葉山町教育委員会  
教育長 返町和久

#### 提案理由

学校指導要領の改訂に基づき、学校教育法施行細則に規定する指導要領等の様式の一部を改正する必要があるため、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 3 号の規定により提案するものです。

詳細については、担当課から説明します。

学校教育課長) この 4 月より、小学校において新学習指導要領の全面実施となります。それを受けまして、小学校の児童指導要録様式の 2 になりますが、指導に関する記録の様式に一部変更がございます。各教科、3 観点で整理をされましたので、主にそこが変更の部分となります。

それから、添付いたしました小学校児童指導要録の抄本になりますけれども、こちらにつきましても、現在まで横版の様式を使用しておりましたが、縦版に変更いたしております。これにつきましては、来年度から校務支援システムを導入する関係で様式が全て縦版になると聞いておりますので、こういったことを踏まえて様式を横版から縦版に変更いたしました。

なお、中学校につきましては、令和 3 年度から新学習指導要領の全面実施になりますので、令和 3 年度は同様に中学校の様式の改訂を予定しております。以上になります。

教 育 長) 説明がありましたが、ご質疑等ございますでしょうか。

今回の改正は、この添付された資料に記載されている様式の変更ということでしょうか。

学校教育課長) はい、そのとおりです。

教 育 長) ご質疑はよろしいですか。大本の法令に基づいて自動的に追従して変えていくような形であるということでしょうか。

それでは質疑なしということで、終結いたします。

お諮りいたします。議案第 32 号について、承認することにご異議ございませんでしょうか。

委員全員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。

以上、議案第 32 号「学校教育法施行細則の一部改正について」は原案のとおり

承認されました。

(議案第 33 号、議案第 34 号)

教 育 長) 続きます、日程第 10 及び第 11、議案第 33 号、第 34 号でございますが、これらは人事案件のため、非公開とさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

委員 全員) 異議なし。

教 育 長) それでは、委員了承でございますので、関係職員以外はご退室願います。  
(非公開)

教 育 長) 審議が終わりましたので、職員を入室させます。  
(職員入室)

ただいまの審議の結果を確認いたします。

日程第 10、議案第 33 号「葉山町公立学校教職員の人事異動について」及び日程第 11、議案第 34 号「葉山町教育委員会事務局職員の人事異動について」は、審議の結果、原案のとおり承認されたことを報告いたします。

(新型コロナウイルスに関する対応について)

教 育 長) それでは次に移ります。

日程第 12「新型コロナウイルスに関する対応について」を議題といたします。

これにつきましては、まず葉山町全体の警戒本部から災害本部にかけての対応につきまして説明したいと思います。沼田教育部長、お願いします。

教 育 部 長) それでは、臨時校長会議を含む学校関係と、生涯学習関係はそれぞれ担当課から説明します。私からは新型コロナウイルス感染症に係る警戒本部と対策本部の動向を説明いたします。

まず、2月 18 日、町長を本部長とする新型コロナウイルス感染症警戒本部を設置し、各部ごとに所管する事業のイベント等を整理し、中止・延期の対応をとることとしました。

2月 20 日、第 2 回警戒本部。3 月末まで、多数が集まるイベントの中止を決定。

2月 25 日、第 3 回警戒本部。前日に鎌倉保健福祉事務所管内で感染者発生。公共交通機関を利用する町職員の時差出勤を認める。

2月 28 日、第 4 回警戒本部。中学校の社会科見学等を中止し、キャンセル料について公費で負担することを確認。小・中学校のグラウンドを 3 月 25 日まで、13 時から 16 時の間、開放する。町職員に対する時差出勤の運用を 3 月 13 日までの適用として運用を開始。

3 月 3 日、この時点で警戒本部から対策本部に格上げしました。学校給食費について、保護者から 3 月分の給食費を徴収しないため、既に納品された乾物類等の支

払いを町が負担する。町職員に対する特別休暇の取り扱いを3月13日までの適用として決定。

3月6日、第2回対策本部。職員に陽性者が出た場合を想定し、過去2週間分の行動を記録すること。コロナ関連で被った損失は、特別交付税の対象として補填される可能性があるため、各課に調査を依頼。各小・中学校のグラウンド開放についての問い合わせは教育総務課、卒業式の取り扱いについては学校教育課とすることに決定。

3月10日、第3回対策本部。タブレットを活用した遠隔会議など、対策本部の開催方法について検討。各施設の対応や時差出勤の運用等の適用を3月末までに延長することに決定。職員に感染症が発生した場合の準備行動として、業務継続に向けた業務の優先順位づけの方向性を決定。

3月12日、第4回対策本部。濃厚接触者については、鎌倉保健福祉事務所が決定する。濃厚接触者の中で特に症状のない職員に対する2週間の自宅での健康観察については、所属長の判断とする。感染者に関する鎌倉保健福祉事務所の発表は、事務所管内となる。

3月13日、第5回対策本部。タブレットを使った遠隔会議を試行的に行う。課題が多数あり、引き続き検討する。

本日午後から第6回対策本部を開催することとなっております。

私からは以上です。

教 育 長) ご質疑については後ほどまとめてということで、次に参りたいと思います。

それでは、各課で順を追ってご説明します。この間の新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する対応ということでございます。

まず、教育総務課、お願いします。

教育総務課長) 3点ございます。

まず1点目が、配付資料にもございます。この教育委員会の業務継続についてです。町の総務課のほうから各種教育委員会で所管している業務について、事業の継続の必要性に関する調査がございました。教育総務課としては、この教育委員会に関しては教育施策に関する重要な方針等を決めますので、継続する必要があるというふうに報告しております。この件に関しては後ほど教育委員の皆様で確認をいただければと思います。

もう1点目が、グラウンドの開放です。グラウンドの開放に関しては、今現在も様子を見ていますと、葉山小学校ぐらいで数十人、30人、40人ぐらいのお子さんが利用されていて、一定の効果はあるのかなど。ほかの学校においてもかなりのお子さんが利用していただいているというふうに報告を受けています。期日とすると、3月25日までということで、今、開放しておりますので、今後の対応に関しては本日午後の対策本部の会議で延長などを検討していただく予定です。

3点目が給食費です。給食費に関しては3月の給食費を葉山町に関しては徴収しないということにいたしました。保護者のコロナ対策に関する感情ですとか、納入業者等の状況などを考えますと、町との協力があつてのことですが、そうすべきと考えました。近隣で、私の会計でそのような対応をしている自治体はないというふうに承知しております。以上です。

教 育 長) 続きまして、学校教育課、お願いします。

学校教育課長) 学校教育課からは臨時校長会議や学校との調整等について、時系列で経過をお話しさせていただきたいと思います。

まず、お手元に臨時校長会議の次第がございますので、そちらをごらんください。2月21日(金曜日)に第1回の臨時校長会議を開催いたしました。この主な協議ですけれども、校外活動の実施判断について協議を行いました。翌週の26日の水曜日に、葉山中学校が3年生の卒業遠足にディズニーランド、27日の木曜日に南郷中学校が、3年生がスキー実習、2年生が横須賀班別学習、1年生は登戸の平和学習を予定しておりました。両校とも実施に向けて丁寧な子どもたちへの健康観察、実施時の感染予防策、親への承諾書等の再度の確認ということで、丁寧な対応を行っておりました。この時点では両校ともに実施の方向で検討していきたいというご意見がございました。週末は3連休となります関係で、その様子を踏まえて、週明けの25日の火曜日に再度確認することといたしました。この話し合いの中で、中止となった場合は、キャンセル料が発生してしまうというような課題も上りましたが、最終的には町の予備費で対応することとなり、対応済みであることをご報告したいと思います。

そして、連休明けの2月25日の火曜日の日に、再度両中学校長と私で協議いたしました。この3連休でかなり感染の拡大がありましたので、そういったことを踏まえて、中止の判断をいたしました。中止の判断を受けて、葉教委発の通知文として、「学校における新型コロナウイルスに関する最新の状況を踏まえた当面の対応について」の通知文を发出させていただいております。この通知の主な内容としましては、3連休中に学校関係を含む全国的な感染の拡大や、鎌倉保健福祉事務所管内でも罹患が出るなどの状況を鑑みて、不特定多数の方々が交流する、不要不急な学校行事等の中止、もしくは無期延期、部活動等の自粛などを要請しております。

次に、裏面の2月28日(金曜日)、第2回臨時校長会議を開催いたしました。前日の27日に政府から、3月2日から春休みまで臨時休校要請が出されたことを受けまして、町の対応を検討いたしました。政府の急な要請であったため、28日中に休校中の学習課題の配付、休み中の過ごし方、返却物等を済ませるのは非常に難しいというようなご意見も踏まえまして、3月2日は2校時まで学級活動を実施し、3月3日から3月25日までを臨時休校といたしました。

また、この日、卒業式の取り扱いについて各校長と協議を行っております。同日、

2月28日の金曜日、午後におきましては、葉教委から各校へ臨時休校の通知文を发出するとともに、保護者宛てに「新型コロナウイルスに関する当面の対応について」を发出させていただきました。通知の内容としましては、臨時休校中の学習、教育課程、卒業式、修了式、部活動、日常の対応、発熱や風邪等の症状が見られた場合の対応などについて周知を図っております。

次に、3月4日（水曜日）、第3回臨時校長会議になります。会議の冒頭に山梨町長がお見えになって、町は警戒本部から対策本部に移行したことや、各校のグラウンド開放についてご協力をいただいている旨、お話がございました。さらに、この状況を一致団結して乗り越えていきましょうというような趣旨のお話がございました。

その後の情報交換、協議におきましては、主に卒業式、修了式、職員の勤務等についてを話題といたしました。前回の会議で卒業式の様子をウェブ配信できないかということが話題に出ましたが、個人情報保護の関係やセキュリティー、機材等の関係で難しいことがわかったため、最終的には当日の様子を録画して、DVDに焼いたものを配付できるよう、教育委員会が経費を持つことを確認いたしました。

また、教職員の勤務につきましては、県の教職員人事課が発出している服務に関する諸通知に準じた対応となるよう、確認しております。

また、翌日の3月5日の木曜日には、葉教委から、前日の会議内容を踏まえて、葉山町立小・中学校の卒業式及び修了式についてを、全小・中学校の保護者宛てに一斉メールを发出させていただきました。卒業式については後日DVDを配付させていただくこと、そしてマスク着用のことについて周知いたしました。修了式については縮小して、実施か中止かを検討している旨を周知しております。

次に、3月12日（木曜日）、第4回臨時校長会議です。主に修了式の取り扱いについて協議いたしました。協議の結果、原則中止する方向で確認し、25日の1週間前となる17日を目途に、教育委員会より保護者宛てに一斉メールで周知することといたしました。この会議のアナウンスを受けまして、3月17日に葉教委から、令和元年度葉山町立小・中学校の修了式について、全小・中学校の保護者宛てに一斉メールを发出させていただきました。メールの内容として、17日では修了式は中止としますが、19日に政府が学校再開のめどについて言及するという事前のアナウンスがございましたので、その発表を受けて、20日に再度学校長から最終判断の連絡を一斉メールする旨、ご連絡をさせていただいております。

なお、政府の発表を受けて、20日の午前中に教育委員会と学校長で連絡を取り合い、修了式は中止の判断で最終確認をさせていただきました。その後、各校長から一斉メール配信し、保護者へ周知しております。

資料にはございませんが、本日の午後、3月23日（月曜日）、1時半から第5回臨時校長会議を開催させていただく予定です。主に入学式、始業式、離任式等

について協議を行う予定となっております。なお、この話し合いで3月31日の辞職辞令伝達式、4月1日の辞令交付式につきましても取り扱う予定となっております。こちらにつきましては、事務局の原案として、人数を最小限に絞った上で、座席間隔を広くとり、時間短縮して実施したいと考えております。例年来賓として教育委員の皆様にもご列席していただいているところではございますが、今回はお控えいただき、事務局の教育長、部長、私、人事担当係長の4名で対応する予定で考えております。よろしくご理解、ご協力のほど、お願いいたします。

それから最後に、各種教育委員会が学校や家庭にお知らせしている内容としまして、3つございます。

1つ目が、新入学児童、そして中学校1年生宛てに安心メールの登録についてご案内しております。もしもの場合に備え、新1年生に対して安心メールが届くよう、年度初めの4月1日から4月2日にかけて、進学先の学校アドレスを登録していただく旨のご案内を、一斉メールや郵送等によって周知をさせていただいております。

2点目です。臨時休校に伴う授業時数の不足による補充のための授業や補習について。先ほど教育長のお話にもございましたが、臨時休校により、各学校が授業できなかった教科で、補充のための授業や補習等を行わなければならない教科につきましては、次年度にそのための授業を行ったり、場合によっては必要な手続を行った上で、夏季休業を短縮して授業日数を確保できる旨を通知させていただいたところです。

3点目です。臨時休校中の学習や学習評価等に関するお知らせについてです。自学自習するための学習サイト等を活用することができるよう、関連サイトの紹介をしております。町のホームページのほうにも近日中にアップする予定となっております。

これら、今申し上げた保護者宛てのメール文や自学自習を進めるためのウェブページ等の紹介につきましては、町のホームページに掲載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

学校教育課からは以上となります。

教 育 長) 次、井上生涯学習課長。

生涯学習課長) 生涯学習課では、お手元の「新型コロナウイルス対応状況」をごらんください。

新型コロナウイルスの感染拡大の防止の観点から、ごらんのとおり、事業につきましては中止及び延期の判断をさせていただきました。会議等につきましても、中止・延期、書類会議等の対応を図りました。

続きまして、施設開放につきましては、生涯学習課の施設開放事業としての事業は中止。教育総務が行っているグラウンド開放は小・中学生のみ行っているという形でございます。

裏面をごらんください。南郷上ノ山公園につきましては通常どおりの利用をし

ていただいておりますが、多目的グラウンド、本来有料施設ではありますが、小・中学生が遊びに来た場合は遊ばせるということで対応を図らせていただいております。

しおさい公園につきましては、原則通常の入場はあり。ただし、20名以上の団体についてはお断りをさせていただいております。3月14日からは町内の小・中学生のみ無料開放ということで、園内の散策等を楽しんでいただいております。

図書館につきましては、基本的に本の貸し出しと返却のみを行うということで対応を図らせていただいております。

以上になります。

教 育 長) 一応、町全体の警戒本部、対策本部の様子、教育部各課が所管するところにかかわるこの間の対応を説明させていただきました。

今回の取り扱いに関して言いますと、大変重大な事態になっておりまして、本来であれば皆さん方に随时お集まりいただいて協議をするということもあり得たかもしれませんが、時々刻々と言っても大げさではないぐらい状況が変化していきましました。また、少しくどいことを言えば、教育委員会の規定上は付議事項ではございませんので、緊急事態対応ということで、教育長への委任事項という扱いで対応方針を決定させていただいたというところでございます。なので、事後に追認していただくような形の報告をさせていただいたこととなりますけれども、いろいろ確認されたいことがあるかと思えます。ご質問がありましたらお願いいたします。

小 峰 委 員) 本当に学校の休校だけではなく、さまざまな施設の取り扱いについては皆さんご苦労されたことはもう十分伝わってまいりました。

特に、学校のことに絞って伺えば、一応文科省からも学校休校これ以上の引き延ばしはないということなので、新学期は再開されるのかなとは思いますが、ただし、再開されたとしてもまた臨時休校みたいなこともないとは言えないんですが。今回、このおよそ1カ月間のいろいろ対応を経験された中で、もしまたそういうようなことが起きた場合に、今後の対応で課題になりそうなこととか、あるいは、ここは見直しが必要だったなということ、お話しができる範囲で結構なんですけれども、教育長からでもお伺いすることができますでしょうか。

教 育 長) もしそのようなことがあったらというのは…。

小 峰 委 員) また学校は再開されたけれども、また急遽臨時休業せよというようなまた要請が来たときに、今まで学校で対応してきたようなことで、今後もう一度改めて考え直したほうがいいのかとか、見直しをしたほうがいいのかというようなことがありましたら教えていただきたいと思えます。

教 育 長) 今までやってきたことの問題点、課題の整理をお話しするというよりは、再開後に向けてどのような対応が可能かというふうな趣旨で何か生かせないかというご質問だと理解して、少し、この後のことを考えていきたいなというふうに思います。

まず、ここまでやってきたこと、いろいろ細かいそれぞれの部分についての対応については先ほど説明したとおりでございますけれども、こと学校に関して言いますと、終始一貫、法律上、必要最低限度のことはやるが、それ以外のことについては基本的に自粛していくというか、刈り込んで削減していくことを基本方針にしました。

したがって、通常の学校の流れで言いますと、年度末にはさまざまな大きい行事がございます。大きい行事で、学校にとっては開催にかかわる要望も非常に強いものだと思いますけれども、そういったものも法律上の要請に従って、絶対に必要というものでなければ、これは原則としてカットしていくというようなことをやってきたわけです。その方針に関しては、今度の修了式までほぼ一貫して実施をするということになります。

そもそも論になってしまいますけれども、学校を休校しているわけです。だから、いかなる行事も行われぬのが、休校という文字面で言うと当然かと思えますけれども、さすがに卒業式だけは、これは年度が切れて、子どもたちの在籍が切れてしまう可能性もありますので、これはやらざるを得ないという判断をしました。それ以外のものについては、新年度、新学期に改めて進めることは可能であるということでカットさせていただいたということでございます。

根本的な趣旨は、この新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑みて、学校内での密度の濃い、クラスター集団発生というのを徹底して防止すると。このことに関しては首尾一貫して全校一致協力してやっていこうと。率直に言って、周辺地域と比べて、ここまでの流れをトータルで総括しますと、ほぼ一番厳しめの路線を選んできたかなと思います。このことに関してはいろんな判断ができると思います。それぞれの行事の必要性みたいなものは、繰り返しになりますが、学校としても高いでしょうから。でも、それを感染症予防というか、安全のほうを優先してカットしたということをご理解いただきたいと思います。

しかしながら、ほぼ春休みも含めて丸々一月の学校休業措置を続けると、その間に行われるべきであった授業とか、生徒指導に関する膨大な時間を逸失していますので、それをどのように補填するかということが非常に大きな問題であります。本当は、この1カ月間の押さえ込みのうちに、この感染症の拡大が何らかの意味で抑制されるとか、減少するとかということが見られれば、すっきり再開、フル稼働に向かって準備をするということが可能であるわけですが、現状は残念ながらそうはなっていないというふうに判断します。

したがって、再開に関しては非常に苦しい判断だと思いますけれども、一方で、これ以上続けた場合に授業保障や何か当てがつかないということもありますし、新学期開始早々で、新たに入学してくる子も含めて、在籍関係の安定も図れないということもありますので、やはり一定程度再開もしていかなざるを得ないだろうとい



うふうに思っております。

きょうの臨時校長会議ですけれども、その場で冒頭、私の考えとして、こんなことを申し上げようと思っているわけです。政府の19日、20日のさまざまな発表を聞いても、やはり2つの、完全には両立しない方向性があると思います。一つは、緊急事態宣言が出せるような特別措置法の改正というようなことが決定され、通りました。また、専門家会議の意見を聞くと言っていて、専門家会議のほうでは、日本でもヨーロッパ並みの一種の爆発があり得るということ、それを懸念するというようなことを強く言っています。これを額面どおり学校に適用すると、再開に関しては暗い見通しということになると思います。

しかしながら一方で、これ以上引き延ばした場合、家庭の耐久力というものですか、そういう問題とか、それから学校自体の授業保障とか、そういうさまざまな要因で、これ以上持ちこたえられないだろうというような判断も恐らくある。休業要請を継続はしない。つまり、新学期に再開するというふうなことを言い、かつ、今週中には文部科学省から再開に関する目安というか、指針みたいなものを発表するという段取りになっています。これは完全には整合しない2つの方向性かと思いません。私たち自身もこのはざまに立たされていると思うんです。

ですので、再開しないわけにいかないというふうに思いますけれども、一方でそれが急変するような場合に備えての対応というのを考えなきゃいけないだろうというふうに思っています。当然再開するに当たって、これまで以上に感染症拡大防止のための措置、俗っぽくなっちゃうかもしれませんが、窓とかドアを全開してやりなさいとか、必要以上に長く子どもたちを1カ所に閉じ込めないようにするとか、机、椅子の間隔を離すとか、対面式の授業形態をとらないとか、それから、もちろんマスク等の着用とか、そういうことを徹底してやらざるを得ないだろうと思います。

それを踏まえた上で、まず、入学式・始業式に関して、これは在籍にかかわるので、形を縮小してやらざるを得ない。その翌日以降、4月7日以降の授業再開に関しては、おおむね3つぐらいパターンを考えなきゃいけないかなと思っています。1つは、完全復活できるかどうかということです。それから、2つ目のパターンは、何らかの意味で縮小して、時間だけ圧縮してやっていくような形がとれるかどうか。3つ目は、2つ目のバリエーションだと思いますけれども、例えば土曜日を授業日に指定して、学校全体を分散登校させるような形で再開できないかどうか。

それから、4月6日に入学式・始業式をやったとしても、4月7日以降はやはり再開できないで休業日が続くという可能性もあると思います。その場合にはどうするかというと、先ほど学習ウェブサイトの紹介みたいな話を学校教育課長からしましたけれど、それも含めて、新たに自習課題のようなものについて、今まで以上に正確に先を見ながら準備しなきゃいけないと思います。そういう対応も事前に考え

なきやいけないだろうと思っております。だから、3つか4つか、そんなふうな準備が必要かというふうなことを思っています。

なお、完全再開された場合でも、休業日の間に逸失した授業とか生徒指導の時間数に関してどう補填するかは、早い時期から考えるべきだと。全てを夏休みに解消するということではなくて、例えば連休前後とか、そういう時期も含めて検討すべきと思っています。

こういったことをまとめてきょうのうちに、今からさまざまなケースについて何が可能なのかという検討をしてほしい。特に授業を短縮するとか分散登校にするとか、それから校舎内を活用してクラスを分割するとか、そういった手当てが可能かどうか、どうすればできるのかということ、早くから研究をするべきだと思っていますので、そのことを伝えたいと思っています。

質問にお答えするというふうな回答になってなくて申しわけないですけども、こういったことを伝えて、新学期に備えようと考えているところでございます。

小峰委員) つけ加えてよろしいでしょうか。葉山は他市町に比べてかなり厳しい対応をおとりになったということで、それは後になって評価が出てくることだと思いますけれども、姿勢としては理解できました。中には低学年とそれから支援学級のお子さんだけはとりあえず学校に来てもいいよというような取り組みをしているところもありますが、そのことについては町の姿勢としてはやはり危険が伴うということで、なかなか用意ができないというふうにお考えだったということでしょうか。

教 育 長) その話は、町の警戒本部や対策本部段階でも話題になりました。町長のほうからは子どもたちに居場所をというふうな要望で、そういったことに関する検討はどうかというお尋ねがあったと記憶しています。私がお答えしたのは、居場所というような曖昧な言い方で学校を、五月雨式にというか、ずるずると開放するようなことはやめたほうがいいだろう。学校が、居場所としてのオルタナティブですというふうに言ってしまうと、多くの子が登校して、結局休校にする意味がなくなってしまふような可能性もありますので、そういう言い方での対応はしない。つまり、家に居場所がないからかわりにどうぞというふうな言い方はしません。ただし第2回の臨時校長会議のときでしたか、そのときに、例えば支援級の相談みたいなこと、それから中学校側の進路に係る相談みたいなことで、子どもたちを登校させてもいいのかというふうな質問が、校長たちからあり、それに関しては構わないと。随時そういう必要な緊急対応をしてくださいとお答えしていましたので、そのことを活用して、今言った2つの例以外のもの、例えば自宅学習をどう進めていいかわからないとか、学習関係で困っているとかということも当然あると思います。それから、身体面のこととか、相談もあるかもしれませんので、そういうさまざまな理由によって子どもや保護者からご相談があった場合については柔軟に、弾力的に対応してください。それは登校を許すというよりは、そういう相談に応じるような形でお子

さんたちが学校に来ても構わない。それを目いっぱい活用してくださいというふうなことを校長たちに伝えたというふうに町側に対して回答しています。

小峰委員) わかりました。

教育長) この手のことに関してはもう必ず賛否があるので、ある意味しょうがない。私たちとしては徹底してクラスター感染防止に全力を注ぐというような姿勢を一貫させようとしたということになると思います。

ほかに関してはいかがですか。

下位委員) この1カ月間の休業期間中ですが、基本的に子どもたちは家で自宅学習をしていて、場合によってはご両親は共働きでないということもあり得ると思います。そのため、先生方からクラスの子どもに連絡をとるような、例えば1週間に1回電話を試してみるとか、そういったような対応の指示というのは出ているのでしょうか。

学校教育課長) 今、教育長のお話にもあったとおり、第2回の臨時校長会議でそういった話題になりました。そこで、週1回、1日に四、五人の子どもたちに担任から連絡をすると、1週間に1回、各ご家庭のほうに連絡が行くだろうということで、各校週1回はお子さんたちに電話するよにということで、共通の確認事項として決定しました。

下位委員) ありがとうございます。

教育長) その回数の頻度を上げるというのは、難しいですか。

学校教育課長) なかなか、日中ご家庭のほうにご連絡が繋がらないところもございますので、極力、最低週1回以上はという形で申し上げております。また、引き続き今度春休みに入る関係もございますので、本日の臨時校長会議の中で、回数とか中身をもう少し検討してほしい旨、お伝えしようと思います。

下位委員) ありがとうございます。

教育長) 先ほどの小峰委員からのご質問にお答えをするというか、それに便乗して、新年度に向けてどのような形で臨もうとしているのかということのある部分について、私の考えとしてお話ししましたけれども、せっかく今日、こういう協議の場がつかられていますので、ご質問とかご意見があれば承りたいと思いますが。

概略を言うと、新年度再開。ただし、4月5日までは春休みを継続していますので、4月6日から原則的に再開をする。ただし、緊急事態宣言のようなものが発出されていた場合については、再開はできないだろうと思っています。そういうことがない限りは、4月6日から再開。4月6日に関しては、これは式典になりますので、入学式、始業式は、例えば放送を活用してとか、形を縮小して実施をすることになります。

問題は保護者ですけれども、小学校1年生に関しては保護者抜きで来させることはできないと思います。したがって、ほぼ必然的に保護者随伴が必須になります。そのときに中学校の扱いをどうするかなんですけれども、小学校について、随伴さ

せるということは、さまざまな必要措置をとれば最小限度の感染予防を踏まえた上での開催になるという判断をしたことになると思います。ということであれば、中学校についても同じ判断を適用して、保護者1名ですけれど、随伴可というふうな形で考えています。それはある意味では小・中の公平性というふうな観点からも言えると思います。

4月7日以降については授業再開になるかと思いますが、一つの焦点は、これは、学校以外の方には非常にわかりづらい行事かと思うんですけども、教職員の離任式というのがあって、結構時間かけてやるんです。これをどうするかということが一つの焦点です。これも形を変えてやるかどうか。あるいはそもそもやらないかという判断をしなければなりません。これについては、少し校長たちの意見を聞いてみようというふうに思っていますけれども。

それから、そのことを含めての授業再開です。授業を再開していくことになりますけれど、先ほど申し上げたように、幾つかの想定をしなきゃいけないので、最悪の場合は、緊急事態宣言もしくはそれに近いような状況になっていたときには、入学式、始業式のあとは自宅待機と自宅学習の指示をして帰すということも可能性ゼロではないと思います。あとは、分散型とか縮小型の授業配置を考える。それから完全復帰を考える。それから、再開後の授業補填をどういうふうにするか考える。そういうことになると思っています。そんなことを予定して、今日お話をしてみます。この後も状況が定かではないので、改めて30日にまた協議を、年度内最後の臨時校長会議をやると思っていますけれども。校長たちに伝えたい方針及び協議内容はそういったことになるかと思います。どうぞ。沼田教育部長。

教育部長) 先ほど教育総務課長から報告がありました教育委員会定例会の件について。

このことは、継続する必要がある業務のため、教育長及び委員の過半数3人と事務局1人。委員の代わりは認めない。教育長に事故がある場合には、教育長職務代理者鈴木委員。職務代理者が事務執行を行うことが困難な場合には、教育部長、次が教育総務課長。職員の代わりは可能。こういう形を考えております。

教育長) じゃあ、ほかの件もあわせて、何かありましたらどうぞ。水沢委員。

水沢委員) 博物館とか、展示施設がどういう状況になったのかという事実を知りたいと思います。しおさい公園の中のしおさい博物館、それから、図書館は展示というのは堀口大學文庫なのかもしれないですが、そのあたりのちょっと現状の事実確認をお願いいたします。

生涯学習課長) 博物館につきましては、20名以上の団体を除いて通常どおりの運営をしております。

図書館については館長のほうから。

図書館長) 堀口大學文庫につきましては、利用の制限をさせていただいております。図書館につきましては、利用できるのは1階の貸出室のみでございます。2階について

は利用できない旨の掲示をしております。以上です。

教 育 長) ほかに。

水 沢 委 員) そうすると、細かい話ですが、もし 20 名以上の団体が何の連絡もなく来たときはどうするんですか。

生涯学習課長) 団体でいらした場合には、博物館のほうはご遠慮いただくということで対応しております。

水 沢 委 員) 図書館のほうは2階に上れないという形で、利用禁止なのですね、実質的には。堀口大學文庫についてですけど。

図 書 館 長) そうですね。利用制限をかけています。開館してはいるんですが、利用できるところは1階の貸出室とトイレです。

水 沢 委 員) わかりました。

教 育 長) ほかに、ご質疑、ご意見があれば。

鈴 木 委 員) 先ほど、ちょっと教育長の話に戻りますけど、非常に前例のないことなので。今、教育長の言ったように、4月以降について、イレギュラーが出る可能性が高い状況もあるんだろうと思うけど、基本的に大事なものは決めざるを得ないと。ぶれないことが大事でね。どこかから話があったから、ちょっとここはしょうがないかという判断はしないようにということですね。

それから、今回多分2月の終わりぐらいからね、沼田部長、教育長を含めて大変だったと思うけど、予定が、大体決まってくるだろうと思う。最終的には3月30日あたりでないと決まらない部分があるんだろうけど、特に瀨名課長なんかは少し休むように。梶浦、大黒も含めてだけど、教育長もそうなんだけど、土・日、このところ多く出勤している機会が多いはず。有給を取れるときには有給を取る、その感じでやってほしいと。4月以降でまたばたばたする可能性もあるんでね、十分に気をつけてほしいということ。教育長、部長以下いろいろ大変だと思う。もうそれについてはね、教育委員としては感謝申し上げたい。ご苦労さまでしたというふうに申し上げたいと思っています。以上です。

教 育 長) それでは、次の定例会までの間、今し方申し上げたような考え方と、ほぼこれまでどおりの対応水準で維持できた場合については、特に臨時会議等を開催する予定はございませんけれども、それでお許しいただきたいというふうに思います。

ほかに何かご質問等ございませんか。随時、さまざまな連絡を差し上げようと思えますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、新型コロナウイルスに関する対応についてを終了といたします。

(各課からの報告)

教 育 長) 続きまして、日程第13「各課からの報告」に入ります。

教育総務課、お願いします。虫賀教育総務課長。

教育総務課長) 給食センターの整備方針についてご報告いたします。

整備方針として冊子になっている部分に関しては、これまでも学校給食の基本構想、基本構想改訂版として、確認いただいたような内容が中心になっております。

ここで説明させていただきたい部分としては、資料の1、冊子の次の部分にとじ込んである資料です。こちらでござんいただくのは計画平面図です。こちらが長柄地区で給食センターを予定している土地の形です。議会などで問題を指摘されている土石流、自然災害が起こり得ると言われているのが、この図面のですね、右側から左側にかけて。左側が逗葉新道側になります。この方向で、このうっすらと見えている、川というか、実際沢のようなものがあるんですが、ここを土石流が走るというふうに言われています。この平面図の一番右側の部分にですね、土砂防護塀というふうに書いてあるのが、これは給食センターを保護するために、流れてくる土砂を遮るための塀になります。この塀を設置することによって建築基準法上の一定の要件を満たす、安全性をこの状態で確保できるということになっております。

この塀の構造に関しては資料の一番後ろについておりますので、後ほどござんいただければと思います。

広さに関しては、有効で平地が2,750平米ございますので、給食センター、2,800食の給食センターとしては十分な敷地の広さというふうに考えております。

資料のほう、細かい部分は説明省略させていただきたいと思います。以上です。

教 育 長) では、ご質問があれば受けたいと思います。

鈴木委員) 虫賀課長、当然、あそこかなり崖高いよね。十分逗子の件も含めて検討されていると思うんだけど、4、5メートル上げても、上かなり残るよね。その辺の上の土砂の問題で木を切るんだらうけど、かなり切るの。

教育総務課長) この平面図の中の上側ですね、上側に関しては土を切るようになると思います。ただ、当該地の地質なんですが、表土が非常に薄くて、1メートル程度しか土がのっていないくて、その下は岩盤になっています。そういう部分で、斜面地を整形することによって安全性は十分確保できるのかなど。いわゆる、円弧すべりといって、まとまって上の土砂が落ちこちるような、大きい土砂崩れがあるような地質ではそもそもありません。

今回のところでは、図面中にも書きましたが、ロックフェンスというものを設ける予定です。会議中にこういう形というのもあれですが、そこに見えるようなフェンスを予定しています。ですから、逗子のところのように、余り少ない土量が下に一遍に落ちるということはなく、一旦ああいうものでとめられるという形にはなると思います。

鈴木委員) これロックフェンス、段差になっているんだよね。

教育総務課長) はい。ああいう形で石積みの上に、擁壁の上に設置するようになります。

鈴木委員) 安全面かなり自信あるよね、当然。

教育総務課長) 十分自信を持っておりますし、建築基準法のは当然クリアしてありますし、先々としては土石流の発生源となる谷形態を盛り土によってなくすということで、より安全性を、給食センター建設以降も追求したいと思っています。

鈴木委員) もともと非常に難しい部分を切り開いて建てるからね、大変だと思う。レッドゾーンにもなっている部分もあってね。ただ、僕が一番気にしているのは、今ね、もう 30 メートル以上の風が吹くなんていうことは想定外とは言わない。それから、50 ミリぐらいの雨が降るというふうなことも、これももう想定内の話だよ。虫賀課長はどう思っているかわからないけど。今の建築基準法はその辺まで設定してないから、葉山としてはその辺も踏まえて建築をするということを考えているの。

教育総務課長) 昨今の風水害の被害に関してはご指摘のとおりだと思います。そういう部分を考え合わせても、この部分の自然災害の事象が土石流ということですので、いわゆる崖のレッドとは違って、レッドで安全というのはおかしいですが、これだけの対策を講じれば、給食センターを建てることに関しては問題がないというふうに考えています。

鈴木委員) もう一つ別の。今現在、4年の9月、予定を考えているだろう。このコロナウイルスの関係でいろんなものの納期が遅れる可能性があるかもしれないと思っている、それとも大体予定どおりできると思ってる。

教育総務課長) 建設資材、厨房機器が一般の資材と同じかがはっきりしないところがありますが、現在見る限り、水回りですとか、そういうものの機材が入ってこないというニュースが流れています。そういうことを考えると、コロナの関係は給食センターにも影響を及ぼすおそれはあるのかなというふうには感じています。令和4年の9月が間に合わないかと言われると、まだそこまでの状況にはないのかな。もう少し様子を見てから、そこについては言及させていただければなと思います。

鈴木委員) 議会からね、必ずそこ突いてくるから、沼田部長としては大丈夫ですじゃなくてね、今言われたようなことを踏まえて、今現在判断することじゃないという虫賀課長の考え、僕も当然だと思うけど、どこかではそこについて触れなきゃいけないときが来るんだろうと思うんだよね。それは沼田部長として準備をしておいてほしいな。下手に大丈夫だという答えだと、もうその答えだけが生きてきてしまうのでね。そこをうまく、現状報告を議会にしてもらいたいということをお願いいたします。

教育部長) コロナ関連では、一般住宅などで資材が入ってこないため、工期が延びているといったニュースは承知しており、可能性もあると思いますが、現時点では何とも言えないため、とりあえず令和4年の9月というのは変えずにいきたいとは思います。

鈴木委員) ありがとうございます。

教育部長) ほかに、ご質疑等ございますか。

下位委員) このセンターの建築する場所が気になるという方がいらっしゃるようですが、どの程度のレッドゾーンであって、どの程度の施策をするので、このぐらい安全だ

ということ、今もご説明いただきましたけれども、そういったことを皆さんに説明する機会があったらいいかなと思いましたが、ぜひともご検討いただきたいと思います。以上です。

教育総務課長) 説明会に関してはさまざまな方面からご要望もいただいているので、実施をしたいと思います。教育委員会として正式に説明会を開催するには、もう少し具体的な情報というんでしょうか、当該地での建設計画などがもう少し具体的に説明できる段階が適当かなと思っています。それまでの間は、ご要望いただければですね、そちらの方々のところに出向いたり、教育委員会にお越しいただいたりして、少人数規模ではありますが、先日も実施いたしました、そのような形で説明会というか、説明をする機会を設けたいというふうに思います。

下位委員) ありがとうございます。

教育長) ほかにご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、教育総務課の報告は終わります。

ほかに各課からの報告ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

では、なければ「各課からの報告」を終了いたします。

(その他)

教育長) 続きまして、日程第14「その他」についてに入ります。

何か委員さん方からございますでしょうか。

鈴木委員) 今、井上課長に確認したいんですけど、東京オリンピック関係ってね、葉山でこれから先、何かつくる予定みたいなものあるの。何か費用をかけて何かやろうとしているものありますか。

生涯学習課長) 生涯学習課の所管としては特にございません。

鈴木委員) 私の知る限りでは、多分今月中に発表あるだろうと思うよ。遅くとも4月中にあると思うけど、4月のね。基本的に延期になるか中止になるかわからないけど、予定どおりはいかない。だから、変なものをつくっても無駄になるからね。中止になる可能性が非常に高いというふうに思っている。町長部局がどういうことをやられるのか、私の範疇外なんですけど、うちとしては今、井上課長がないということなんでちょっとほっとしたんですけど、無駄な可能性が高くなるのでね、必要以上のことはやらずに様子を見ると。もしかすると間違っている場合もあるからね。様子を見る必要があるんで、ちょっと聞きました。以上です。

教育長) ほかに何かございますか。

小峰委員) 学校だよりのことでちょっとお伺いしたいんですけども。今ここで拝見している上山口小学校だよりの中には、かなり子どもたちの写真が載っているんですけども、確認させていただきたいです。こういう、子どもたちの写真を掲載する際に、



葉山町として共通に、例えば4月当初に保護者に、肖像権というか、プライバシー  
というか、そういうものについて一斉に確認書みたいなのはとっていたんでしたっ  
け。もしかしたら前に伺っているのかもしれませんが、その辺を教えていた  
だきたいと思います。

学校教育課長) それにつきましては、年度始めに各学校で個人情報の掲載の有無について確認を  
とらせていただいております。

小峰委員) ということは、上山口小学校に載っているお子さんについては、全部この程度で  
載せることについてはオーケーということで学校側が載せているというふうに判断  
してよろしいわけですね。ホームページについても同様ですけども。

教 育 長) ほかに何かございますか。

水沢委員) 先ほどのご説明では社会教育施設の団体来館者数というのが、非常な数減ってし  
まうということでした。今までそういう例は余りないかもしれないかもしれま  
せんが、今後、今回のこういう安全管理上の問題で、来館者を事前に把握できる  
というのは非常に安心です。とくにイベントやるときには、今回の新型コロナウイルスの現状で、  
東京都の美術館で、都の美術館は閉まっている。国立の博物館、美術館も閉まっ  
てしまっている。区立の美術館だけは開けている。これはどういう政策判断かと、わ  
たしにはよくわかっていないのですが、現状はそうですね。あと、プライベートの  
美術館で開けているのは、アーティゾン美術館という、旧ブリヂストン美術館です  
かね。去年の秋にブリヂストン美術館と名称変更して、リニューアルしてオープン  
しました。そのときからもう、アーティゾン美術館は基本的に予約制です。それも、  
これはちょっとアクセシビリティで問題はありますが、基本インターネットでの  
予約です。電話の予約も受け付けています。そうすると、誰がいつ来るか、時間帯  
まで指示できるのですね。爆発的に人が入っちゃみたいなのを事前に避けられ  
る。これはやはりすごく大事なことでないかと、こういうようなことの状況では  
とくに思えます。例えばイベントをやるときにも、大人数で並んでいるというの、  
少し避けることも、時間制にすると小分けにしながら集まってもらおうという指示も  
できる。

そういう意味で、そのアーティゾン美術館の方式が完璧かどうかはわかりませ  
んけれども、そういうインターネットによって予約し、来る人を把握し、場合によ  
っては、アーティゾン美術館の場合はその際にネットでお金も払いますから、個  
人情報も把握できる。その管理の問題は起きますが、何かあったときにそこもひ  
もづいているからフォローアップできるという利点もある。いろんな意味で、ア  
ーティゾン美術館が、今開けていられるのはそれがあるからだと思うのです。だ  
から、1時間に来る人間を確実にコントロールできている。

今は試行ですから、恐らく突然来た人も追い返しはせずに、すいていけば受け入  
れるというやり方だと思います。何か、でも、ちょっとそういうのは今後葉山町

としてもイベントをやるときに一つの参考事例にしてもいいのではないかと思います。これなかなか技術的には難しいもので、ソフトの対応も必要だろうし、幾つかハードの部分にも及んでしまうかもしれない。それ以上に人間的な部分も丁寧に準備して、それを確実に、機械任せにせずにやれるようにすることも大事でしょう。そのことでセキュリティーのレベルもぐっと上がるのですから。それはぜひ学ぶポイントだと思っています。今回のことで、僕自身は非常に教えられていて、博物館、美術館施設は必ずしないといけなくなっていくだろうと思っています。以上です。

教 育 長) 最後の一つだけ確認させていただきます。皆様方のお手元に届けたと思いますが、葉山町立学校における働き方改革推進指針(案)ですけれども、ごらんいただきまして、何かご意見等ございましたら、4月6日までに梶浦指導主事にお申し出いただきたいと思っています。それを反映した形で原案を作成させていただければと思っていますので、よろしくお願いします。

それでは、特にほかになれば、主な行事予定について、教育部長、お願いします。沼田教育部長。

教 育 部 長) それでは、主な行事予定です。

3月25日、湘三管内教育長会議。

31日、辞令交付式及び辞令伝達式。

4月1日、辞令交付式。

9日、定例校長会議。

13日、県市町村教育委員会連合会総会。

15日、定例教育委員会。

22日、県町村教育長会総会及び研究会。

28日、湘三管内教育長会議、町初任者研修会となっております。

次回は15日を予定しております。よろしいでしょうか。

では、15日の10時、よろしくお願いいたします。

なお、後ろには年間の行事予定をつけておりますので、後ほどご確認ください。以上です。

教 育 長) それでは、ここで本年3月31日をもちまして定年退職を迎えられる井上生涯学習課長から、一言ご挨拶をいただきたいと思っています。井上課長、よろしくお願いします。

生涯学習課長) 貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。あと数日で42年間勤めた公務員としてのお仕事にピリオドを打たせていただくことになっております。

私は、もともと教員になることを志しておりました。でも、ちょっと事情で葉山町にお世話になることになり、その中で、葉山町6校のうち、葉山小学校、一色小学校、長柄小学校、南郷中学校、そこで学校事務として、子どもたちや学校のた

めにお仕事をさせていただく貴重な体験をさせていただくことができました。そしてこの定年前、2年間はこうして教育長をはじめ教育委員の皆様と、今度は、教育を支えるという立場で仕事をさせていただいたことが、私の人生にとってとても価値ある貴重な体験だったと思います。

私はずっと若いと思っていたんですけど、ここ最近、スーパー行くとシニア割。60歳、安いですよとか、飲食行っても60歳以上500円割引とか、あ、年とってもいいことはあるんだと、ポジティブに考えて、これからの人生も歩んでいきたいと思えます。どうもありがとうございました。（拍手）

教 育 長) ありがとうございました。

(閉会宣言)

教 育 長) それでは、以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

時刻は12時7分でございます。どうもお疲れさまでした。